

第 7 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	令和 3 年 1 月 1 5 日 (金)	9 時 0 0 分
招集場所	赤村住民センター 研修室 1	
開 会	令和 3 年 1 月 1 5 日 (金)	8 時 5 2 分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
2 番委員	在 津 圭 太	(議長)
3 番委員	壽 崎 祥 子	
4 番委員	三 橋 誠	
5 番委員	道 壽 子	
6 番委員	川 上 巖	
7 番委員	釘 崎 幹 子	
8 番委員	荒 尾 峰 雄	
9 番委員	小 林 利 夫	
農地利用最適化推進委員	木 下 祝 子	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	
農地利用最適化推進委員	太 田 勝 征	
二、本総会の欠席委員は次のとおりである。		
1 番委員	松 本 國 廣	

三、本総会の書記は次のとおりである。
事務局長 藤 木 眞 一
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名は次のとおりである。
なし
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・ 報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
・ 議案第 14 号 農地法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
・ 議案第 15 号 農地法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
・ その他

在津議長 定刻になりましたので、只今より第 7 回赤村農業委員会総会を開会いたします。本日は、松本会長が所用のため欠席ですので、職務代理者の在津が議長を務めます。それでは日程 1 の事録署名人を指名いたします。6 番 川上委員さん、7 番 釘崎委員さんを指名します。どうかよろしく願います。それでは、日程 2 の報告事項について事務局より朗読説明をお願い致します。

藤木局長 (報告事項 「合意解約について」朗読説明を行う。)

在津議長 只今、事務局より朗読説明が終わりましたが、報告事項ですので以上となります。次に、日程 3 の議案第 14 号について事務局から朗読説明をさせます。

藤木局長 (議案第 14 号 農地法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

在津議長 事務局より朗読説明が終わりましたので、貸し手の●●さんと受け手の●●さん、貸し手の●●さんと受け手の●●さんについては、梅田推進委員さんから補足説明をお願い致します。

- 梅田委員 これについては、前に●●さんがどちらも利用権設定をしていました。今回、●●さんと●●さんをお願いするもので大丈夫と思います。よろしくお願いします。次に●●さんと●●さん、これは次の案件で出てくると思います。
- 在津議長 次の貸し手の●●さんと●●さん、●●さんで借り手の●●さんの案件については、担当農業委員が松本会長ですが、本日欠席のため、代わって事務局に補足説明をさせます。
- 藤木局長 貸し手の●●さんと●●さんについては、再度の貸し付けで、借り手については●●の地区で農業者として頑張っている●●さんです。もう一人の貸し手の●●さんについては、新規の利用権設定となりますが、本人が足を痛めていて農業ができない状況です。これも●●さんが新規に借り受けるものです。
- 次に、貸し手の●●さん、借り手の●●さんの案件も作付けができませんので、今回、新規に利用権の設定をするものです。よろしくお願いします。
- それから貸し手の●●さんと●●さん、●●さんについては、借り手の●●さんが今回まとめて水稻の作付け、利用権の設定を行うものです。
- 在津議長 次に、貸し手の●●さんと●●さんから●●さん、借り手の●●さんの6案件については、壽崎委員さんから補足説明をお願いします。
- 壽崎委員 12月に●●さんが来られまして、以前から作られていたみたいなんですけど、去年の害虫の被害が酷くて保険に入ろうとしたら、利用権設定をしていなくてはダメだと言われたので今回、正式に利用権の設定をお願いするものです。よろしくお願いします。
- 在津議長 次に、貸し手の●●さんと●●さん、借り手の●●さんの件を、小林委員さんから補足説明をお願いします。
- 小林委員 はい。●●さんと●●さんですが、今回、新たにお願いするものと再設定ですが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 在津議長 次に、貸し手の●●さん、借り手の●●さんの件につきましては、道委員さんから補足説明をお願いします。
- 道委員 ●●さんですが、ちょっと一人では作れないし、稲のことも忘れがちで、今回、息子さんとよく話し合いをしまして、

●●さんに作っていただくことになりました。新規の利用設定ですが、よろしくお願ひします。

在津議長 次に、貸し手の●●さんと、借り手の●●さんの件については、三橋委員さんから補足説明をお願いします。

三橋委員 貸し手の●●さんと、借り手の●●さんですが、貸し手の●●さんが、ちょっと体の方が良くないので、身内になる●●さんにお願ひするものです。別に問題がないと思いますので、よろしくお願ひします。

在津議長 それでは補足説明が終了しましたので、質疑をお受けします。

小林委員 ありません。

在津議長 自分から1件だけですが、●●さんの分で●●の農地が一つだけ区域外となっています。基盤整備された農地ではないのですか。場所は、どの辺になるんですか。

道委員 ●●となっているので油須原の川側になります。面積がありますが、圃場整備には掛かっていたようです。

在津議長 今川沿いじゃあないの。

小林委員 どの辺ですか。

藤木局長 そうです。油須原の街中から今川の●●の辺りです。私も面積から考えて調べたのですが、間違いなく農用地区域外でした。圃場整備には入っていなかったんでしょうね。

在津議長 分かりました。他にありませんか。

在津議長 他に質疑がないようですので、議案第14号につきまして、採決を行います。原案のとおり、承認賛成する方は挙手をお願ひ致します。

(出席者全員挙手)

挙手者全員です。よって議案第14号は可決といたします。

在津議長 次に、日程4の議案第15号について、事務局より朗読説明をさせますが、この案件について農業委員会法第31条の規定により、●●委員さんの退席をお願ひし、事務局から説明をさせます。

(●●委員退席及び退室する。)

藤木局長 (議案第15号 農地法第18条の規定による農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

在津議長 只今、事務局より朗読説明が終わりましたが、この件については、補足説明を私がします。●●のこれは前の●●です。それで隣の3枚を去年の時に●●に貸しまして、●●で話し

合ったらここも貸してはということになりました。それで今回、新規ですが、よろしくお願いします。

それではこの件について質疑がありましたら受けます。

在津議長

他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり。)

在津議長

それでは、議案第15号について原案のとおり、承認賛成する方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

挙手者全員により議案第15号は可決といたします。

●●委員の着席を許可します。

(●●委員入室及び着席する。)

在津議長

●●推進委員に通告します。議案第15号については可決となりました。

●●委員

ありがとうございます。

在津議長

次に日程5のその他ですが、何かありますか。

梅田委員

その合意解約となりましたが、●●さんと●●さんは年間60キロという話になっていたんですが、今年なんか30キロしか渡せなかったということですけど、どういうふうに仲介したのでしょうか。

藤木局長

仲介というか、本人が事務局にきて解約したいということで書類を渡し、双方が合意して署名し印を押して提出されていますから、納得していると思います。事務局としては利用権の設定申請書というのが契約書ですから、当初の契約どりに支払うべきだと考えます。ただ、後は当事者同士のお話ですので、それで新たに利用権の設定となっています。

梅田委員

それは分かっているのですが、合意解約に上がっているようにそういう契約で利用権設定しているのじゃあないかと思うんですよね。そのためにこういうように上げているんですからね。

藤木局長

いわゆる契約ごとですから、それは履行しないといけないと思います。ただ、ご本人同士で話さないで解決しませんし、だからこうやって書面でどちらも合意して解約となっています。揉めると当然、仲介も必要かと思いますが、今回は双方納得して書類を提出し、新たに利用権設定も出されていますし、設定の時も地元の農業委員さんの所にも行かれたんでしょうからですね。私の方もそれで済んだのかなと思っています。

ます。

在津議長

それでよろしいでしょうか。

梅田委員

はい。

釘崎委員

こういった場合に私は最初に契約書を交わしていればいいじゃないでしょうか。契約したらこの期間はきちんと支払いますよということをしておけばいいのではないのでしょうか。こういう問題って起きないのではないのでしょうか。

梅田委員

それがこの利用権設定の申込書であって、契約書なんですよ。

藤木局長

そうです。そのとおりです。利用権設定の申請書も双方が署名して押印して出すものですから、立派な契約書なのです。

釘崎委員

それで当初は10年という契約でしたのでしょうから守らなければですね。できなくてもという文言を入れるのか。

藤木局長

そうですこれは契約書なのです。だからこれを改めて設定する勝手に決めるというのも可笑しな話なんです。

釘崎委員

そうしたら途中で、できないから解約するというのもできるのですか。

藤木局長

合意解約はご本人同士で合意して解約する、提出する書類ですから、当然、署名もし、押印もされてこういうことで解約しますと提出する訳です。それで契約の破棄ということになります。ご本人同士の合意がなければ解約もできません。

釘崎委員

分かりました。

川上委員

今、問題なのは書類を提出する時に、先に農業委員の署名と印を貰っているのじゃないですか。そもそもAさんとBさんが農業委員さんのところに行って、立ち会って出すのが本当やないかと思います。農業委員さんに先に署名と判を貰ってから事務局に提出しているんじゃないですか。

藤木局長

いえ、●●さんの場合は、まず事務局に来て利用権の設定にとおりに賃借料が支払われていないから解約したいと言って来られましたから、書類はお渡ししましたので、その後合意解約書を提出されました。私の方からも、きちんと地元の農業委員さんにお話ししてくださいよとお願いしています。そういう流れになっております。

川上委員

もう一つ、●●さんが作ができないからということでしたが、ワイヤーメッシュも作る人がやるんですか、それとも貸す人がやるんですか。

- 藤木局長 すみません。詳しいことは産業振興係の方で申請を受け付けてやっていますので、私の方がここで詳しく説明できませんが、私の地区では地権者と借り手が一緒になって設置しました。材料については役場が支給してくれますが。だから利用権を設定し借り手の方が設置されるという所もあるかと思えます。だからそこはちょっと産業振興係に確認しないと正確なお話しできません。
- 川上委員 いいですか。その●●さんの件だけではないですが、農地が崩れた時は、災害なんかでやられた時は誰がするんですか。例えば私がAさんから借りたと、もし水害でもなく被害でもないで崩れた場合はどうするんですか。ようするに借りた人が手出しで直さないけんとならうですか。貸した人がするんですか。
- 藤木局長 土地のことになるとやはり地権者だと思います。借り手は農地の作をしているだけですから、所有者だと思います。普通に一般的に考えれば、借り手は農の作の権利の設定なりですから。土地が崩れましたや水害に遭いましたというのは内容にもよりますが、それを修復するとなるとやはり地権者が直さないといけないと思います。災害の補助でも地権者との話になると思います。
- 小林委員 登記名義者だと思います。ただ問題は報告義務だと思います。災害復旧、補助を受け付けると言っても期間が設定されますから、そのままにしていると地権者が気付くのが遅れたら、借りている人が災害が起きた時に地権者に報告してもらわないと補助申請から漏れることもあるかと思えます。事務局は借り手にそこをよく知らせてください。
- 藤木局長 それはもちろん小林委員さんが言うように、確かにそういったことが今までも起きていたようですが、事務局も気を付け指導もしますし、委員の皆さんからも気を付けるよう指導方をよろしくお願いします。
- 小林委員 私たちも聞いたらしますし気を付けます。事務局もそういった時は知らせてください。文書なんかで知らせてもらった方がいいなと思えます。手遅れで申請が終ってから知ることが多いので、そう言っているんですよ。激甚災害などに該当すれば補助率も相当下がるんですよ。そういうのを早めに知らないとならうですね。結局、農災というのは3割負担じゃ

ないですか。100万だと負担が30万くらい出さないといけんでしょう。激甚災だと98パーセントの補助率だからかなり負担がない、2、3万の負担で済む、違うからですね。また、そういう時は直ぐに報告しないとイケないからですね。だからそういう時は文章を出した方がいいかもしれませんね。

藤木局長 そうですね。ただウチの、建設係にしても産業振興係にしても災害に関しては連携してやっていますし、そもそも利用権設定も産業振興係で受付をしていますから、その辺りは嚴重に気を付けるように私からも伝えます。

在津議長 他にないでしょうか。

 (「ありません」の声あり。)

在津議長 それでは、来月の総会の日時を決めたいと思います。定例が5日なので2月5日の金曜日、午後1時30分からよろしいですか。

 (全員「了解の声あり。」)

 それでは事務局から、その他について連絡させます。

藤木局長 (活動ノートの配布及び提出等について、説明を行う。)

在津議長 それでは以上をもちまして、第7回赤村農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

 (閉会9時40分)